

社団法人東京都個人タクシー協会会長 殿

関東運輸局長輔局証

タクシー業務適正化事業の着実・円滑な遂行について (指導員に対する暴力・暴言行為)

今般、公益財団法人東京タクシーセンター(以下「タクシーセンター」という。)より、 街頭指導を行っているタクシーセンター指導員に対し、昨年12月27日に運送引き受け の拒絶に係る指導を行った個人タクシー事業者から暴力・暴言行為を受け、更に本年1月 15日にはタクシー乗り場等適正運営推進に関する規制違反に係る指導を行った法人タク シー運転者から暴力・暴言行為を受けた旨の報告がありました。

タクシーセンター指導員に対する暴力・暴言行為は過去にも発生しており、このような 事態は、タクシーセンターが行うタクシー業務適正化特別措置法に基づくタクシー業務適 正化事業の支障となるばかりでなく、同法の目的である利用者の利便確保を阻害すること に繋がるものであり、誠に遺憾であります。

東京都特別区・武三地区のタクシーのサービスレベルの維持・向上は、各事業者の乗務員指導教育によるとともに、タクシーセンターの行うタクシー業務適正化事業によって確保されているものと認識しております。このような状況に鑑み、タクシーセンター指導員に対する暴力・暴言行為にかかる同種事案の再発防止のため、傘下会員事業者に対し、タクシーセンターが行うタクシー業務適正化事業の円滑・着実な実施を確保することについて再度認識させるとともに、関係法令等の遵守について、周知徹底を図るよう指導方お願いします。

東セン適第 196 号 平成 26 年 2 月 12 日

国土交通省関東運輸局長原 喜信 殿

公益財団法人東京タクシーセンター 会 長 渡 邊 佳 英 にこう

## タクシー業務適正化事業の着実・円滑な遂行について (指導員に対する暴力・暴言行為)

謹啓 余寒の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当センター業務運営につきまして特段の指導を賜り、厚く御礼申し上げます。当センターではタクシー業務の適正化と利用者の利便確保を目的として諸業務を行っているところですが、去る平成25年12月27日(金)午前3時39分、港区西麻布4-1において、個人タクシー事業者が発生させた事案(運送の引き受けの拒絶)について当センター指導員が指導中、当該個人タクシー事業者から、指導員に対し「ぶっ殺してやる」「かたわにしてやる」等の威嚇、暴言を浴びせた上、指導員の胸倉を掴む等の暴力行為があり、更に、平成26年1月15日(水)午後10時50分、港区六本木6-2において、法人タクシー運転者によるタクシー乗り場等適正運営推進に関する規制違反(待機禁止無視)を指導員が現認し指導したところ、指導終了後に当該運転者が声を荒げながら「この野郎ふざけんなよ。気分が悪いんだよ」等の威嚇する暴言を浴びせた上、路上でタバコに火をつけ、いきなりタバコの火を指導員の顔に近づけ威嚇するとともに、指導員のネクタイを引っ張る等の暴力行為がありました。

これら2件の「指導員に対する暴力・暴言行為」につきましては、タクシー業務適 正化のための通報制度に基づき街頭指導会議名をもって法人団体、個人団体宛てに対 し通報するとともに、関東運輸局東京運輸支局長並び関東運輸局自動車交通部旅客二 課長あて報告いたしました。

過去においても同様の事案が発生し、指導員が精神的なダメージにより職務の円滑な執行が困難となった事例もあったところであり、今般の2件の事案については、指導員に身体的な被害はないものの、その行為は極めて悪質で、国土交通大臣の指定を受けタクシーセンターが実施する利用者利便の確保等のための適正化事業の着実・円滑な遂行に支障を来たすものであり、再発防止のため、貴局におかれましても関係団体長に対して厳正な注意・指導をお願い申し上げます。